

令和 8 年度 浜松市下水道施設賠償責任保険仕様書

1 目的

浜松市が下水道施設の所有又は管理中に生じた偶然の事故や、既設の下水道施設の補修修理工事中に生じた偶然の事故のために、他人の生命若しくは身体又は財物に損害を与えたことにより、浜松市が法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害賠償金等を補償する。これにより、被害者保護と安定な企業経営に資することを目的とする。

2 保険期間

令和 8 年 4 月 1 日午後 4 時から令和 9 年 4 月 1 日午後 4 時まで

3 保険の対象となる「下水道施設」

- (1) 浜松市が管理する下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）にいう「公共下水道」
- (2) 浜松市が管理する浜松市農業集落排水処理施設条例（平成 12 年浜松市条例第 56 号）にいう「排水処理施設」及び「排水設備」
- (3) 公共下水道、排水処理施設及び排水設備の管理業務を遂行するにあたり使用管理するメンテナンス作業用機械装置、資材等の財物

4 保険種類及び適用約款

下水道賠償責任保険

以下の内容を補完する約款、特約によって構成すること。

(1) 普通保険約款

本保険の責任の範囲、支払う保険金の範囲、事故時の手続き等基本的な事項を定めるもの。

(2) 施設所有（管理）者特別約款

下水道施設の所有、管理に関わる事故に関し、本保険の対象となる業務の範囲及び対象となる事故を定め、普通保険約款とあわせて保険責任を明確にするもの。

(3) 漏水補償特約

給排水管、冷暖房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用若しくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、溢出又はスプリンクラーからの内容物による漏出、溢出による財物の損壊に起因する損害に対して保証金を支払う特約。

(4) 保険料払込猶予特約

保険料の払い込みを保険期間の初日の翌日から起算して 30 日目まで猶予することができる特約。

(5) 使用不能損害補償特約

他人の財物を滅失、損傷若しくは汚損することなく使用不能にしたことにより、浜松市が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払う特約。

5 保険金額及び免責金額

(1) 補てん限度額

| | | |
|------|---------|----------------------------|
| 対人賠償 | 1 名につき | 2 億円 |
| | 1 事故につき | 5 億円 |
| 対物賠償 | 1 事故につき | 1 億円（使用不能損害補償 1, 0 0 0 万円） |

(2) 免責金額

なし

6 保険金の支払い対象としない主な場合

保険会社普通保険約款及び特約条項に規定する免責事由のほか浜松市が次に掲げる損害賠償責任を負うことによる損害はてん補の責に任じない。

- (1) 下水道施設の工事請負人、その使用人又はその下請人並びにその使用人の身体障害に起因する賠償責任。
- (2) 各種道路の滅失、き損若しくは汚損について、その道路に正当な権利を有する者に対する賠償責任。
- (3) 土地の滅失、き損について、その土地に正当な権利を有する者に対する賠償責任。

7 保険請求手続きにかかる対応の範囲

- (1) 次の事項について当該事故対応課（以下「対応課」という。）からの要請又は必要に応じ実施すること。
 - ・ 事故発生時の対応課への来課及び協議
 - ・ 事故現場及び事故状況の確認
 - ・ 保険金支払時までの必要資料の明示及び説明
 - ・ 瑕疵割合の検討及び瑕疵割合算出根拠の明示及び説明
 - ・ 損害額の確定までの支援及び保険金請求額の決定
- (2) 損害及び保険取扱いについて対応課との認識共有に十分配慮すること。
- (3) 対応課等に対して全般的な助言及び支援を行うこと。

8 契約保険会社選定条件

浜松市内に支店又は営業所を有し、契約者の要請に応じた迅速な事故対応が可能な体制（スタッフ・提携弁護士等）を有すること。

9 保険料算出の参考数値

令和7年度末(見込)の管きよ総延長距離及び施設敷地面積

暗きよ 3, 693. 14 km

開きよ 5. 88 km

施設面積 439, 058. 88 m²